

博士（文学）学位請求論文審査報告要旨

論文提出者氏名	草柳 千早
論文題目	社会問題と相互行為：「曖昧な生きづらさ」とクレイム申し立ての社会学
<p>審査要旨</p> <p>(1) 社会学における「社会問題」研究は、1970年代後半、大きな視座転換を経験した。それまでの社会問題研究は、「社会」の円滑な進行を妨げる「客観的」状態を特定し、その状態を引き起こす構造的要因を同定・分析しようと試みてきた。それらの研究が暗黙のうちに依拠していたのは、「社会問題」は一定の構造連関として「客観的」に存在しているという想定であった。そうした想定のもと、「社会問題」を同定する作業は、科学の論理に従って設定された一定の「客観的」基準に、それゆえ科学者の手に委ねられていた。そこでは、たとえば「社会規範」を「無視」する若者たちの「逸脱行動」こそが「社会」にとっての「問題」であるとみなされていた。</p> <p>(2) だが70年代後半、アメリカの一部の社会学者が、それらの若者たちにとっては当の「社会規範」こそが「問題」であるという事情に眼を向け始めた。そこから導き出されたのは、何よりもまず、「問題」は、そこに客観的布置連関として「存在」しているわけではない、「問題」は「構築」されねばならない、という事情に向き合うための視座転換、すなわち「構築主義的転換」であった。この転換はまた、「社会問題」をそれとして「構築」するのは科学者ではなく「当事者」という立場にたって議論を展開しようとする視座転換をも伴っていた。ここに「社会問題」研究は、ある社会の在り方を「問題」として定義し、それを社会に訴えかける人びとの活動、すなわち「クレイム申し立て活動」をこそ対象にしなければならないという主張がなされることになった。</p> <p>(3) 人々の「クレイム申し立て」の日常的な在り方に真摯に向き合おうとする本論文は、以上のような視座転換を経て確立された構築主義的社会問題研究と多くの見解を共有している。だが本論文の著者は、構築主義の立場に立つ研究が人びとの「クレイム申し立て」に着目したことの意義を十分に認めたいうで、その限界を指摘し、それを乗り越える方途を模索する。「クレイム申し立て」への着目は、その視座が提起された70年代後半のアメリカという社会的・文化的・歴史的背景のもとでは、いかなる留保も必要ないほどの有効性をもっていただけども、それとは別の状況、たとえば今日の日本という状況のもとでは、逆に、「クレイム」として正面きって申し立てることのできない「曖昧な生きづらさ」を隠蔽することにつながりかねないという、構築主義的社会問題研究のもつ限界である。</p> <p>(4) そうした構築主義的社会問題研究の有効性と限界を明らかにするために、著者はまず、社会問題への構築主義的なアプローチが主張されるに至った経緯を跡づけながら、その理論的な含意と射程を明らかにしたうで、そのアプローチが「クレイム申し立て」に照準することによってそこからこぼれ落ちる、われわれが日常しばしば目にするもっと微妙で多様な「問題経験」の語られ方や「曖昧な主体」の在り方について、雑誌への投稿と意識調査のデータを引き合いに出しながら丹念に記述していく（第一章～第三章）。</p> <p>(5) 翻って著者は、先行研究を紐解きながら、個人の「問題経験」が「社会」へと媒介されていく仕方について理論的な整理を試み、さらに、著者自身が行った調査から得られたデータに基づきながら、「問題経験」を突きつけられた「他者」の、その表明された「問題経験」に対する対応の仕方、すなわち「問題化」を無効にする仕方についての考察へと論を進めていく（第四章～第五章）。それは、「クレイム」として申し立てることのできない「曖昧な主体」による微妙な「問題経験」を「クレイム申し立ての社会学」の正当な対象にする、そのための道筋を整える議論である</p>	

- (6) 先行研究からの理論的展開と自ら収集したデータとによって、社会問題の社会学の対象として明確に位置づけられた、「曖昧な生きづらさ」を形作る微妙な「問題経験」は、しかしながら、何ら特別な経験であるわけではない。それは、他者との相互行為を通して日常のそこ・ここで経験されている。この点を的確に指摘する著者は、E・ゴフマンの議論に導かれながら日常的な相互行為の在り様について詳細な記述を試み、その記述を通して、ゴフマンの議論に「内在」している、相互行為が秩序化するために排除されるべき「過剰なものとしての自己」という位相を抉り出し、さらにその「過剰なもの」の現われについて、とりわけその基底にある「身体」について議論を展開していく（第六章～第七章）。
- (7) 以上の議論を踏まえたうえで、著者の議論は再度「クレイム」へと向けられていく。それは、「すべての語りはクレイムである」(L・ミラー) というテーゼに導かれながら展開される、従来の「クレイム申し立ての社会学」からはこぼれ落ちていた「曖昧な生きづらさ」、微細な「問題経験」を、「クレイム」に照準してもなお取り扱うことを可能にさせるための議論である。ここでの著者の議論は、自明性という様相のもとにある日常生活に固有の「没問題的状况」にまで及ぶことによって、「問題経験」の偏在性が明らかにされると同時に、「自然的態度のエポケー」によって別様でもありうる可能性が「括弧に括られた」ところに成り立つ日常生活の「自明性」への問いが提起されることになる（第八章～第九章）。
- (8) 先行研究を丹念に踏まえたうえで、身近な日常生活への真摯な眼差しを通してそれを乗り越える地平に堅固で独自の理論枠組みを構築しながら、自らが収集したデータを駆使して人びとの「曖昧な生きづらさ」の有り様を詳細に記述し、さらにそれを、日常生活世界の有り様をめぐる議論へと展開していく可能性を示唆している本論文での試みは、以上で概述してきたように、それ自体、きわめて独創的である。とりわけ、秩序に固有内在的な「過剰なもの」と「暗黙の検閲」に関する議論を通して提起された「問題経験」の偏在性と不断の「非問題化」という機制についての知見は、「クレイム申し立ての社会学」という枠内に留まらず、今後の社会的営為それ自体に多大な貢献をするだろう。
- (9) だが本論文には未解決の問題がいくつか残されている。たとえば身体の問題であり「社会」のレベルの問題である。身体に関しては、その重要性が適切に指摘され、必要な限りでの議論はなされているが、身体に固有の問題についての議論は手薄であるといわざるを得ない、また、「社会性」についての議論において、「ミクロ・メゾ・マクロ」のどのレベルに照準しているのか、あるいはそれらのレベルを貫いている議論なのか、必ずしも明確でない箇所が見受けられる。とはいえこれらの諸点は、本論文の今後の展開を予想させるものであり、本論文の趣旨からいって重大な瑕疵とはいえ、いわんやそのいずれもが、本論文の独創性と価値を貶めるものでは決してない。
- (10) 以上のことから総合的に判断して、本論文は博士（文学）の学位を授与するに値するものと認められる。

公開審査会開催日	2008年 3月 4日		
審査委員資格	所属機関名称・資格	博士学位名称	氏名
主任審査委員	早稲田大学・教授	博士（文学）早大	那須 壽
審査委員	早稲田大学・教授		長田 攻一
審査委員	慶応義塾大学・名誉教授	社会学博士 慶大	山岸 健
審査委員			